

新たな文化振興基本計画のイメージ

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- ・ 本県では、平成16年3月に「福島県文化振興条例」を制定し、これまで条例に基づき「福島県文化振興基本計画」を策定し、文化振興を図ってまいりました。
- ・ 平成23年3月の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故や人口減少に加えて、令和元年度の東日本台風、新型コロナウイルス感染症など新たな未曾有の危機的事象が発生するなど、震災から間もなく10年となりますが、復興への長い道のりが続いています。
- ・ ○○○○……………○○○○
- ・ この計画は、文化芸術基本法及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）、新たな県総合計画の見直しに合わせて、県民一人ひとりが文化の担い手としてふくしまの文化を創造し、将来の世代に引き継いでいけるよう○○年○○月にこの計画を策定しました。

条例、計画に基づいて文化振興を図ってきたこと、また、人口減少、東日本大震災のほか、東日本台風、新型コロナなど新たな未曾有の事象を踏まえ、総合計画に合わせて策定したことなどを記載

2 計画の性格

- ・ この計画は、「福島県文化振興条例」に基づき、本県の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本目標及び施策の方向性を定めるものです。
- ・ 福島県総合計画「○○○○」（令和3年○月策定）のみんなで創り上げるふくしまの将来の姿や基本目標を踏まえた文化振興の部門別計画として、また、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画として位置づけられるものです。

3 計画期間

- ・ 令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする9か年計画です。

II 本県を取り巻く現状と課題

1 現状

- ・ 文化芸術基本法の制定

平成29年6月に文化芸術基本法が制定され、文化芸術はもとより観光、まちづくり、国際交流、福祉教育その他の分野の施策と連携しながら、文化価値の継承、発展等に活用することとされています。

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムの実施

文化庁から、平成27年7月、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた文化プログラムの基本方針が示され、全国的に文化プログラムが展開されており、また日本の芸術文化の魅力を発信し、後世に継承し、国内外に発信するための「beyond2020 プログラム」の認証が行われています。

現行計画の指標を基礎として、総括した内容等を踏まえ記載

- ・ 急激な人口減少

福島は、令和元年 10 月 1 日現在約 184 万人で、令和 22 年の人口は約 143 万とされており、年々人口は減少し、地域の伝統文化や担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの衰退が危惧されています。

- ・ 避難地域の復興・再生

今なお約 3.6 万人もの避難者がおり、帰還環境の整備や移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大などの取組が必要とされています。

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

III 目指す文化の姿

- 1 基本目標

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

- 2 施策展開の視点

- ① 県民一人ひとりが文化の担い手
- ② 多様で特色ある地域資源を活かす
- ③ ・・・・・・・・・・・・・・・・

現状と課題、新たな福島県総合計画を踏まえ検討

IV 推進施策

- 1 県民の文化活動の促進

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

- 2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の充実

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

- 3 青少年の文化活動の促進

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

- 4 文化活動を行う拠点の機能の充実

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

- 5 伝統文化の継承及び発展

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

- 6 生活文化の充実

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

- 7 文化の交流の推進

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

- 8 文化振興による地域づくり

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

条例で計画に定める事項として規定されているものについて、現行計画項目に基づき加筆修正

V 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・

- 2 進行管理

○○○・・・・・・・・・・・・・・・・